

**下水道を入口とした環境学習推進業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

この要領は、下水道を入口とした環境学習推進業務委託の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1)名称

下水道を入口とした環境学習推進業務委託

(2)業務の内容

別紙「下水道を入口とした環境学習推進業務委託仕様書(以下、「業務仕様書」という。)」のとおり

(3)委託料の上限(支出予定額)

9,000,000円(消費税および地方消費税を含む)

(4)契約期間

契約締結の日から令和7年(2025年)3月31日(月)まで

3 参加資格

(1)地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2)滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3)滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4)滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

《営業種目》

次のいずれかの種目が希望営業種目に登録されていること。

- ・大分類:「役務」 中分類:「イベント」
- ・大分類:「役務」 中分類:「デザイン」
- ・大分類:「役務」 中分類:「広告」
- ・大分類:「役務」 中分類:「映像・音声情報製作」

《地域要件》

- ・滋賀県内に本店を有する事業者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課 TEL:077-528-4314
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

4 説明会

開催しない。

5 現地視察 ※任意であり、県による案内は実施しない

- (1)期間 令和6年4月15日(月)～5月9日(木) ※土日祝を除く
9時00分～16時

(2) 場所 矢橋帰帆島公園、淡海環境プラザ（草津市矢橋町字帰帆 2108 番地）

(3) 申込方法

希望者は下記 13 に示す連絡先まで電話で連絡すること。

なお、本現地視察は本プロポーザルへの参加要件ではない。

6 企画提案書等に関する質問および回答

(1) 質問受付期限

令和 6 年 4 月 23 日(火) 16 時まで

(2) 質問方法

別添様式 1 の「質問票」により F A X または電子メールで受け付ける。電話または口頭のみによる質問は受け付けない。なお、質問票を送信した者は、その旨を必ず電話で連絡すること。

(3) 質問に対する回答

期間中に提出された質問内容とその回答については、令和 6 年 4 月 25 日(木)を目途に、県ホームページ (<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/suido/>) で公表する。

7 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する事業者は、(2) に示す書類を作成し、提出期限までに提出すること。

(1) 提出期限

令和 6 年 5 月 1 日(水) 16 時まで

(2) 提出書類

プロポーザル参加申込書（別添様式 2）

(3) 提出方法

下記 13 に示す提出先まで持参または郵送により提出すること。

- ・持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く 9 時から 16 時までとする。
- ・郵送の場合は、簡易書留郵便等（記録が残る取扱）により期限までの必着とし、郵送したことを必ず電話で連絡すること。

8 企画提案書等の提出

参加申込書を提出した事業者は、(2) に示す書類(以下、「企画提案書等」という。)を作成し、提出期限までに提出すること。なお、1 者につき 1 提案とする。

(1) 提出期限

令和 6 年 5 月 9 日(木) 16 時まで

(2) 提出書類

提出部数は、アからウまでについては正本 1 部、副本 7 部、エについては、正本 1 部のみとする。正本には、事業者名、所在地住所、代表者の職・氏名、連絡先（電話番号）を記載すること。副本には、審査の公正を期すため、会社名、住所、ロゴマーク等、プロポーザル参加者を特定できる表示をしないこと。

ア 経費概算見積価格書

業務仕様書 4 「委託業務の内容」に掲げる業務ごとに、着手から納品まですべてに要する経費とその内訳を明記すること。また、消費税および地方消費税を記載し、その税額を明示すること。

イ 企画提案書

企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう分か

りやすい表現とすること。

(ア)形式・装丁

- ・企画提案書等の形式はA4サイズ（縦書き・横書きは不問）とすること。
- ・材質はすべて紙とし、ホッチキス止めとする。
- ・頁数は、20頁以内（表紙は含まない）とし、できる限り両面刷りとすること。

(イ)記載内容

作成にあたっては、業務仕様書に記載している条件を満たし、かつ、当業務の目的を達成するのに最も効果的であると考えられる内容とすること。

- ・業務遂行にあたっての基本的な考え方
- ・企画提案の骨子
- ・具体的な企画内容
- ・効果を高めるために工夫する点
- ・実施スケジュール、実施体制

ウ 当該業務に類似する業務実績（実績がある場合のみ）

過去に、当該業務に類似する業務実績がある場合には、事業日、事業名および事業概要を簡潔に記載すること。

エ 下記を証する書類等の写し（該当する場合）

- (ア)「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。
- (イ)高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること
- (ウ)障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当すること
 - ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること
 - ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。
 - ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること
 - ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること
- (エ)「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること
- (オ)環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること
 - ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証
 - ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録
 - ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

(3)提出方法

下記 13 に示す提出先まで持参または郵送により提出すること。

- ・持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く 9 時から 16 時までとする。
- ・郵送の場合は、簡易書留郵便等（記録が残る取扱）により期限までの必着とし、郵送したことを必ず電話で連絡すること。

9 審査概要

(1) 審査方法

下水道課に設置する審査委員会において、提出された企画提案書等の内容および提案者によるプレゼンテーションの内容により審査を行い、予定価格の範囲内において、評価の総合点が最も高かった提案者を当該事業の契約予定者として 1 者選定する。なお、上記 3 の参加資格を満たさない者、または上記 7 に適合しない方法で企画提案書等を提出したのものについては審査実施前に失格とすることがある。

また、総合点において満点の 6 割未満の場合は、契約予定者とししないものとする。

(2) 審査委員会

滋賀県琵琶湖環境部下水道課に 4 名で構成される審査委員会を設置し、書類審査およびプレゼンテーションを行う。

(3) 審査項目および評価点

提出された企画提案書等について、以下の審査項目により総合的に審査する。項目⑥～⑪については、企画提案書等の提出期限日においてその確認書類が提出されている場合は、各項目につき 1 点を各審査委員の合計点数に加点する。

審査項目		評価点
①	提案内容が事業目的と合致しているか	1 5
②	企画内容や手法等が優れているか	2 5
③	事業効果が高いか	2 0
④	実現可能性が高いか	2 0
⑤	経費削減を意識した見積金額か	1 4
小 計		9 4
加 点	⑥ 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか	1
	⑦ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	1
	⑧ 高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届け出をしているか	1
	⑨ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、6(5)ウのいずれかに該当する取組を行っているか	1
	⑩ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	1
	⑪ 7(2)エ(オ)に示す環境マネジメントシステムの①～④のうち、いずれかの認証・登録を受けているか。	1
合計		1 0 0

(4) 審査委員会の日時等

審査委員会の日時、場所等については、別途文書で提案者全員へ通知する。(日にちは令和6年5月13日(月)～16日(木)のいずれかで、場所は県庁内もしくは大津合同庁舎内会議室を予定)。

(5) 審査結果の通知

提出者全員に書面で通知する。

(6) その他

契約予定者に選定されなかった提案者は、通知を受けた日から起算して5日以内(土・日曜日および祝日を除く営業日)に書面(任意の様式)により、下水道課に対して不採用の理由についての説明を求められることができる。

下水道課は、説明をを求める書面を受け取った日から起算して5日以内(土・日曜日および祝日を除く営業日)に、当該説明を求めた提案者に対して書面により回答する。

10 契約の締結

審査委員会で選定された提案者は、下水道課と企画提案書等の詳細内容について協議を行った後、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。なお、協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。

11 留意事項

次の各号に該当した場合は、企画提案書は無効とするので留意すること。

(1) 提出期限等に遅れた場合

(2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

(3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合

(4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合

(5) 企画提案書等に8に示す必要な事項がすべて記載されていない場合、または必要な要件のすべてを満たしていない場合

(6) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

12 その他

(1) 提出された書類について、加筆、訂正、差し替え等は認めない。

(2) 提出されたすべての書類は返却しない。ただし、このプロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。

(3) プロポーザルに要する経費はすべて各自の負担とする。

(4) 委託料の支払いは、委託料精算書により額を確定し、精算払いとする。

(5) 提出された企画内容については、協議の上、変更することができるものとする。

(6) 本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を順守すること。

(7) 本業務の遂行上知りえた事項を他人にもらしてはならない。ただし、県の承諾を得た場合は、この限りではない。

(8) 本業務を遂行する上で、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議するものとする。

13 書類の提出先および問い合わせ先

滋賀県琵琶湖環境部下水道課(担当：松本、山本、辻)

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

電話：077-528-4213 F A X：077-528-4908 メール：dd00@pref.shiga.lg.jp